

## 令和元年度第12回総会（月例）議事録

日 時	令和2年2月28日（金） 午前10時開会																				
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																				
出席委員 （18名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">松下 清美（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>有村 浩一</td> </tr> <tr> <td>岩元 節朗</td> <td>上四元 正昭</td> </tr> <tr> <td>仮屋 幸孝</td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td>堂免 修</td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td>弟子丸 宗一</td> <td>鳥丸 俊秀</td> </tr> <tr> <td>永尾 寛</td> <td>中村 秀彦</td> </tr> <tr> <td>鳩宿 隆雄</td> <td>福永 大悟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>堀之内 薫</td> </tr> <tr> <td></td> <td>室屋 智美</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	有村 伊智博	有村 浩一	岩元 節朗	上四元 正昭	仮屋 幸孝	園山 一則	堂免 修	豊留 辰男	弟子丸 宗一	鳥丸 俊秀	永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	福永 大悟		堀之内 薫		室屋 智美
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																				
有村 伊智博	有村 浩一																				
岩元 節朗	上四元 正昭																				
仮屋 幸孝	園山 一則																				
堂免 修	豊留 辰男																				
弟子丸 宗一	鳥丸 俊秀																				
永尾 寛	中村 秀彦																				
鳩宿 隆雄	福永 大悟																				
	堀之内 薫																				
	室屋 智美																				
欠席委員 （1名）	横峯 明人																				
事務局	<p>事務局長 木口屋</p> <p>主 幹 榊</p> <p>支局主任 大小田、村田、末永、吉永、東、溝川、濱畑、引地</p> <p>専門員 大久保、矢崎、有田</p> <p>主 査 内村、取違、井上、二俣</p> <p>主 任 鮫島、山本、飯田</p>																				
農政総務課	主 任 羽生																				
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第3条許可申請に関する件</li> <li>2 農地転用事業計画変更に関する件</li> <li>3 農地法第4条許可申請に関する件</li> <li>4 農地法第5条許可申請に関する件</li> <li>5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</li> <li>6 非農地認定に関する件</li> <li>7 農用地利用集積計画に関する件</li> <li>8 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について</li> </ol>																				
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法務局から照会のあった農地等の現況について</li> <li>2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li> <li>3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li> <li>4 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</li> </ol>																				

議

長

開 会（午前10時）

定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第12回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、横峯委員から出されています。

次に、議事録署名者を決めなければなりません、からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、有村伊智博委員、豊留委員にお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。

議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題の審議に入って参ります。

議 題	
<b>議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件</b> <b>1 ページ～4 ページ 11 件</b>	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。  まず、谷山、14 番委員をお願いします。</p>
14 番委員	<p>ご報告します。  番号 1 号、譲渡理由：労力不足、譲受理由：実習農園、権利の種別：所有権移転、売買。  この件について、補足して説明いたします。  譲受人は、介護保険法に基づく居宅サービス事業等を行う法人で、今回の申請地の隣接地において、看護小規模多機能ホームを建設予定です。  施設の職員数は 24 名、施設利用者は約 70 名で、これらの施設利用者が、農作物の種まきから収穫までの体験をし、自然と触れ合うことで、身体機能の維持、回復を目的とした園芸療法を行うことにより、生活の質の向上を図ろうとするものです。  これは不許可の例外規定である農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号ハに該当するため、農地を取得することができると判断したところでございます。  番号 2 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。  番号 3 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、6 番委員をお願いします。</p>
6 番委員	<p>ご報告します。  番号 2 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。  番号 3 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。  番号 4 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、13 番委員をお願いします。</p>
13 番委員	<p>ご報告します。  番号 5 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。  この件について、補足説明いたします。  申請地面積は、畑 2 筆 1, 090 m<sup>2</sup>ですが、譲受人は、屋久島町で、ポンカンやタンカン等の果樹園を経営しており、「耕作証明書」の、経営農地面積約 1.57 ha をもって、「下限面積」を満たしております。  また、住民登録は、屋久島町ですが、譲受人は、本市にて、建築業も経営しているため、月の約半分は、申請地に隣接する譲受人所有の自宅で生活をしており、通作距離などの営農条件も満たしております。  以上です。</p>

議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号7号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件につきまして、補足して説明いたします。</p> <p>耕作面積は0となっておりますが、これまで受人は渡人である母の農地を耕作しており、今回の農地の取得にあたっては特に問題はなく、新規就農ではありません。</p> <p>番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号9号、労力不足、相手要望、使用貸借権。</p> <p>番号8と番号9につきまして、補足して説明いたします。</p> <p>耕作面積は0となっておりますが、これまで受人は渡人・貸人である母の農地を耕作しており、今回の農地の取得にあたっては特に問題はなく、新規就農ではありません。</p> <p>番号10号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、番号1号は、農地法施行令第2条第1項第1号ハの不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」11件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題 2. 農地転用事業計画変更に関する件 5 ページ 1 件	
議 長	<p>次に、議題 2. 「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題 3. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」吉田の番号 1 号及び議題 4. 「農地法第 5 条許可申請に関する件」の番号 1 6 号の案件が、この事業計画に関連するので併せて、審議していただききたいと思ひます。</p> <p>それでは、吉田、1 8 番委員お願ひします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、変更後：幼稚園舎、変更前：駐車場、申請事由：駐車場として計画していたが幼稚園舎として事業変更、権利の種別：所有権移転、隣接する宅地と一体利用、総面積 1, 4 5 6. 2 9 m<sup>2</sup>、許可日：令和元年 5 月 2 9 日、許可番号：農委第 0 1 5 5 - 1 号、別件 4 条番号 1 同時申請、別件 5 条番号 1 6 と関連。</p> <p>6 ページ、4 条許可申請番号 1 と 1 0 ページ、5 条許可申請番号 1 6 と関連がありますので、読み上げます。</p> <p>番号 1 号、用途・施設：幼稚園舎 5 9 1. 8 9 m<sup>2</sup>、庭敷地等 8 6 4. 4 0 m<sup>2</sup>、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…市道、西…水路、北…別件 5 条申請地、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>続きまして、1 0 ページ番号 1 6 です。</p> <p>番号 1 6 号、用途・施設：駐車場 2 2 5. 0 0 m<sup>2</sup>、通路等 2 7 5. 0 0 m<sup>2</sup>、周囲の状況及び被害防除計画、東…市道、西…水路、南…別件 4 条申請地、北…貸人田、他人田、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、権利の種別：賃貸借権</p> <p>これらの件につきまして、補足説明いたします。</p> <p>申請地は、支所から北に約 3 k m に位置する「第 2 種その他の農地」に該当します。</p> <p>申請人は、市内で幼稚園を営む法人で、申請地を令和元年 5 月 2 9 日付けで駐車場として 5 条許可を受けましたが、園舎の老朽化に加え、園児数の増加により園舎が手狭になり、早急に園舎を増築する必要がありました。そのため駐車場として許可を受けた申請地を、隣接する既存の幼稚園の敷地と一体利用し、幼稚園舎を増設するため、今回、5 条事業計画変更と 4 条許可申請を行ったものです。</p> <p>また、同時に 4 条許可申請地の北側に隣接する農地を駐車場として使用するため、賃貸借契約（1 0 年）により、新たに 5 条許可申請がなされたものです。</p> <p>しかし、2 月 1 4 日の現地調査の際、すでに工事着工していることを確認したため、代理人を通じ、すぐに工事を中止させ、始末書の提出を求め、工事は転用許可を受けてから行うよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」番号1号及び議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号16号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題3. 農地法第4条許可申請に関する件</b> <b>6ページ 1件</b>	
議 長	<p>次に、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」の1件ですが、先程、議題2と併せて審議が終了しております。</p>
<b>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件</b> <b>7ページ～12ページ 20件</b>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど吉田の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の19件について審議していただききたいと思っております。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：通路34.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東…水路、西・南…渡人畑、北…私道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>市道からの出入りについては、申請地東側の水路に橋ふたを架設することで、水路管理者と協議中でございます。</p> <p>番号2号、クヌギ26本198.00㎡、東…他人畑、西…他人畑、宅地、南…山林、北…山林、宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>通路につきましては、譲受人の親族の有する西側宅地を通行いたします。</p> <p>番号3号、建売住宅1棟75.35㎡、庭敷地等297.65㎡、東…宅地、里道、西…宅地、南…他人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、駐車場45.00㎡、東…宅地、西・南…山林、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、住家1棟20.16㎡、庭敷地等210.84㎡、東・西…宅地、南…里道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、資材置場495.00㎡、東…里道、西・北…渡人畑、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、建売住宅2棟123.64㎡、庭敷地等374.36㎡、東…里道、西・南…渡人畑、北…私道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、店舗1棟81.22㎡、駐車場228.26㎡、通路189.50㎡、東…国道、西…宅地、南…宅地、他人田、北…他人田、境界…フェンス、雨水…国道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、13番委員お願いします。

13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、住家1棟139.28㎡、法面10.00㎡、通路88.50㎡、庭敷地等357.73㎡、東・南・北…他人畑、西…宅地、里道、境界…コンクリート擁壁、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号10号、住家1棟110.16㎡、庭敷地等319.84㎡、東…宅地、西…渡人畑、南…県道、水路、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、住家1棟100.14㎡、倉庫1棟45.65㎡、庭敷地等232.21㎡、東…宅地、西・南…渡人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>番号12号、住家1棟166.03㎡、庭敷地等286.97㎡、東・南…別件5条申請地、西…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、駐車場353.00㎡、東…他人畑、西…別件5条申請地、宅地、南…山林、北…市道、別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉田、18番委員お願いします。
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、貸資材置場270.00㎡、転回場等573.00㎡、東…水路、他人畑、西・北…市道、南…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、住家1棟102.29㎡、庭敷地等217.37㎡、東・西・南…他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、資材置場90.00㎡、通路100.00㎡、駐車場227.00㎡、東…宅地、市道、西…宅地、南・北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号18号、住家1棟111.17㎡、庭敷地等206.83㎡、東・西・北…渡人畑、西…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、3番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号19号、店舗1棟1,632.87㎡、駐車場912.50㎡、転回場等1,937.63㎡、東…宅地、他人畑、西…貸人畑、南…山林、北…県道、貸人畑、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽、賃貸借権。</p> <p>この件について、事務局からご説明いたします。</p>
松 元 支 局	<p>この件につきまして、図面でご説明させていただきます。(図面掲示)</p> <p>申請地は、松元支所から南東へ約3kmに位置する、第3種農地の都市計画区域内農地および第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請地の北側には県道35号線、東側には宅地と他人畑、西側には貸人畑、南側は山林となっております。</p> <p>申請人は福岡に本社を置く法人で、医薬品や生活用品等の販売を行っております。</p> <p>申請人は、申請地を借り受け店舗および駐車場として転用するものです。</p> <p>農地は2筆あり、面積は3,004㎡で、隣接する山林と一体利用し、総面積は4,483㎡です。</p> <p>申請地の南側に店舗を建築し、北側と東側を駐車場として利用します。</p> <p>また、汚水は合併浄化槽へ、その後排水については北側にあります県道側溝へ流す計画となっており、現在、土地利用調整課において都市計画法29条の協議中です。農地区分についてですが、農地区分の判定は1筆単位で行うこととされており、これは県資料及び九州農政局の研修会においても同様の見解がなされております。そのため、1878番の一部は1筆すべてが都市計画用途区域内に含まれておりますので第3種農地、1877番の一部は1筆の一部のみが都市計画用途区域内に含まれておりますので、第2種農地と判断しております。</p> <p>以上です。</p>
3 番 委 員	<p>続きまして、12ページです。</p> <p>番号20号、通路71.00㎡、東…渡人畑、西…宅地、南…雑種地、北…農道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ2.6kmに位置し、インターチェンジの出入口から約200mの場所にあるため、第3種農地の300m以内農地に該当します。</p> <p>申請地は、受人が昭和55年頃から自宅へ侵入するための通路として転用していたもので、今回始末書添付の上申請されたものです。</p> <p>申請人には、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>番号19で、一般的なことですが、店舗1棟と駐車場、転回場等とありますが、店舗1棟については、宅地として登記をしなければならないのか。それから、駐車場、転回場等の敷地は、どういった登記地目になるのか。分筆して登記をしないといけないのかというのを知りたいです。</p>
事 務 局	<p>登記地目は、どうなるのかというご質問だと思います。この点につきましては、この駐車場が店舗に付随するものであることは明らかなので、恐らくは、地目は宅地として登記申請はなされるものと思われます。最終的にこれらの農地及び山林の地目がどうなるのかということについては、現地調査を法務局が致しまして、最終的には、法務局の方でご判断されることなのかなと思われます。登記申請をされる時には、恐らく宅地としての申請をなされると思いますが、農業委員会としては、確定的なことは言えないということでございます。</p>
議 長	<p>農業委員会では、宅地にする権限はございません。</p> <p>自分で法務局に行って変えないといけません。</p>
9 番 委 員	<p>宅地部分は、分筆をして登記をすることになりますか。</p>
議 長	<p>分筆は関係ないです。それは、個人の自由です。</p>
9 番 委 員	<p>店舗は宅地でしょうが、駐車場や転回場等というのは、宅地ではないわけでしょうから、その際の地目とかいうのはどうなりますか。</p>
議 長	<p>農地ではなくなるので、関係ないです。</p>
9 番 委 員	<p>直接関係ないとしても、私が聞きたいのは、そういう場合に農地から他に転用しないといけないでしょうから、その際の税金、固定資産税は、どういうふうになるのかなと思うのですが、わかれば教えて下さい。</p>
議 長	<p>全体は宅地並み課税がきて、建物がある時は、建物の課税がくるわけです。</p>

1 1 番 委 員	鹿児島市の税務課が調べてます。
5 番 委 員	番号14で、資材置場270㎡、転回場等573㎡とありますが、これは、駐車場兼と書いた方がいいのではないですか。転回場というのは、僅かな面積だと思います。573㎡が全部転回場というのは、おかしいのではないですか。資材置場の方が少ないです。
7 番 委 員	資材置場に駐車場は必要ないという解釈でいいのではないですか。
議 長	資材を積んだ大きな車が入った時の転回場だと思います。 このように書いてあるので、よろしいと思います。ご理解下さい。
9 番 委 員	番号19の備考欄に軽自動車1台となっていますが、なぜ、軽自動車1台なんですか。
事 務 局	駐車場につきましては、規格が決まっております、普通車を停められる規格の面積がなければ、軽自動車を停めると駐車場法で決まっているみたいです。 軽自動車1台分しか面積がなかったということだと思います。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」19件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し、転用面積が3,000㎡を超える番号19号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。

<b>議題5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</b> <b>13ページ 2件</b>	
議 長	<p>次に、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>喜入、松元地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件、2件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<b>議題6. 非農地認定に関する件</b> <b>14ページ～15ページ 5件</b>	
議 長	<p>次に、議題6.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、6番委員お願いします。</p>
6番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：杉、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：杉、唐竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、18番委員お願いします。</p>
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：杉、唐竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「非農地認定に関する件」5件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p><b>議題7. 農用地利用集積計画に関する件</b> <b>16ページ～43ページ 47件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>34ページ、番号34号につきましては、3番委員自身が、21ページ、番号7号、37～39ページ、番号39～42号につきましては、7番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、3番委員、7番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、順次離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず、3番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(3番委員離席後)</p> <p>それでは、番号34号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>34ページをご覧ください。</p> <p>番号34号、2筆で、地目：田、面積927.00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間6年、区分：更新。</p> <p>令和2年2月28日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」の番号24号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、3番委員におかれましては、ご着席をお願いします。7番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(3番委員着席、7番委員離席後)</p> <p>それでは、番号7、39～42号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>21ページをご覧ください。 番号7号、2筆で、地目：田、面積1,054.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間6年、区分：新規。</p> <p>37ページをご覧ください。 番号39号、地目：田、面積588.00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>38ページをご覧ください。 番号40号、地目：田、面積554.00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>番号41号、地目：田、面積406.00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>39ページをご覧ください。 番号42号、地目：田、面積838.00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>令和2年2月28日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」の番号7、39から42号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いいたします。 (7番委員離席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの41件及び先ほどの6件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>資料の16ページをご覧ください。 「議案第7号」、令和2年2月28日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 所有権移転2件、2筆、6,340.00㎡、賃借権32件、42筆、45,544.00㎡。使用貸借権13件、27筆、34,369.00㎡。合計、47件、71筆、76,253.00㎡です。 議案書の17から41ページは、農用地利用集積計画の内容です。 お目通しをお願いいたします。 また42から43ページに農用地利用配分計画がございますが、これは、40から43ページの番号1～3に係るものです。農地中間管理法の改正により、昨年11月1日から、貸し手から公社、公社から受け手への貸借を同一の総会で審議することになったことによるものです。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 8. 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 別冊資料 2 76件	
議 長	次に、議題 10. 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」を審議します。別冊資料 2 です。 まず、谷山、14 番委員お願いします。
14 番 委 員	ご報告します。2 ページです。 調査筆数：12 筆、現況確認日：令和 2 年 1 月 17 日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、唐竹、コサン竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、伊敷、6 番委員お願いします。
6 番 委 員	ご報告します。3 ページです。 調査筆数：10 筆、現況確認日：令和 2 年 1 月 23 日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、ゴキ竹・大名竹・唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、吉野、13 番委員お願いします。
13 番 委 員	ご報告します。4 ページです。 調査筆数：1 筆、現況確認日：令和 2 年 1 月 16 日、農地・非農地の判断結果：キンチク竹・雑木自然繁茂、現況山林により非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、東桜島、17 番委員お願いします。
17 番 委 員	ご報告します。5 ページです。 調査筆数：5 筆、現況確認日：令和 2 年 1 月 16 日、農地・非農地の判断結果：杉、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、吉田、18 番委員お願いします。
18 番 委 員	ご報告します。6 ページです。 調査筆数：8 筆、現況確認日：令和 2 年 1 月 30 日、農地・非農地の判断結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、桜島、19 番委員お願いします。

19番委員	<p>ご報告します。7ページです。</p> <p>調査筆数：10筆、現況確認日：令和2年1月16日、農地・非農地の判断結果：雌竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、喜入、10番委員お願いします。</p>
10番委員	<p>ご報告します。8ページです。</p> <p>調査筆数：16筆、現況確認日：令和2年1月22日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、雌竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、松元、3番委員お願いします。</p>
3番委員	<p>ご報告します。9ページです。</p> <p>調査筆数：10筆、現況確認日：令和2年1月29日、農地・非農地の判断結果：9筆がコサン竹・孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林により非農地、1筆が不耕作により農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、郡山、11番委員お願いします。</p>
11番委員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>調査筆数：4筆、現況確認日：令和2年1月23日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10。「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」76件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>44ページ～46ページ 3件</b>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、本局、9番委員お願いします。
9 番 委 員	報告します。44ページです。 照会日：令和2年2月3日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年2月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、谷山、1番委員お願いします。
1 番 委 員	報告します。45ページです。 照会日：令和2年1月23日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年2月4日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、谷山、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	報告します。46ページです。 照会日：令和2年2月3日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年2月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。
<b>2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> <b>47ページ～48ページ 9件</b>	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	47ページをお開きください。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は9件です。 登記地目別では、田13筆、5,786.00㎡、畑16筆、6,834.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が9件。権利の種別は、所有権が9件。農業委員会によるあっせん等は、無が9件となっております。 48ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 49ページ～56ページ 23件	
事 務 局	<p>49ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、多い順に駐車場が2件、一般住宅が1件、合計3件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が10件、店舗等が4件、駐車場、資材置場が各2件、共同住宅、その他が各1件、合計20件となっております。</p> <p>50ページは、4条関係3件、51ページから56ページは、5条関係20件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
4. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料3	
議 長	次に、報告事項4「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」事務局の報告をお願いします。
事 務 局	<p>報告事項4 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。別冊資料3をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の12月期については、訪問戸数177戸、うち不在22戸、調査回答戸数155戸、貸出希望3戸44.92アール、借入希望3戸85.00アール、貸出実績2戸47.51アール、中間管理事業活用実績22.27アール、借入実績は、ありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数3,179戸、うち不在161戸、調査回答戸数2,999戸、貸出希望169戸3,673.50アール、借入希望34戸1,749.00アール、貸出実績13戸174.56アール、借入実績6戸55.08アール、中間管理事業活用実績22.27アール。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時50分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局	<p>令和元年度第13回総会（月例）開催日時</p> <p>3月27日（金）午前10時開会 教育総合センター2階 女性会館</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時55分）</p>